

「令和8年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務」提案説明書

1 業務名

令和8年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務

2 業務目的

精神病床を有する医療機関（以下「精神科病院」という。）の入院者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者の意向等に即して、当該精神科病院を訪問し、当該入院者の体験や気持ちを丁寧に聴き、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

3 業務内容（概要）

別紙仕様書のとおり。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

4 業務委託の概要

(1) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(2) 契約締結日（予定）

令和8年4月1日

(3) 予算額

4,025,000円（予算上限額）

※ 本事業は、令和8年度予算で実施するものであり、予算成立が前提となる事業である。

(4) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

5 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 精神障がい者に対する相談支援に携わった実績がある相談支援事業者等を所管する法人格を有する団体であること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されているか、又は下記ア～オのいずれにも該当しないこと。
 - ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

- (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前1期の決算（事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

6 参加手続き

(1) スケジュール（予定）

手続き	日 程
ア 公募開始	令和8年2月9日
イ 質問書の受付期限	令和8年2月20日 17時00分
ウ 参加意向申出書等の提出期限	令和8年3月3日 17時00分
エ 一次審査（書類審査）	令和8年3月4日～6日
オ 最終審査（ヒアリング審査等）	令和8年3月12日 9時00分～
カ 委託開始	令和8年4月1日

(2) 提出書類（上記の期限までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること）

ア 企画競争参加意向申出書（様式1）（1部）

イ 企画提案書（様式2）（正本1部、副本7部）

・A4版、片面印刷（表紙と目次を除く）とし、表紙と目次を除きページの通し番号を付すこと。

・提出する提案書のうち1部は製本し、表紙に事業所名及び代表者名、提案者の担当部門及び責任者を明示し（これを「正本」という。）、残り7部には社名等を記載しないこと（これを「副本」という。）

・提案書とは別に資料を提出することは認めない。

ウ 業務費内訳書（積算書）（1部）

エ 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（様式3）及び上記申出書に係る必要書類（1部）

オ 法人の活動の概要がわかる資料（様式自由）（1部）

カ 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

・申出書（様式4）

・誓約書（様式5）

・登記事項証明書 ※発行日より3か月以内。写し可。

・直近年度（年）の納税証明書（「市区町村税」「消費税及び地方消費税」の未納がない旨の証明）※発行日より3か月以内。写し可。

・財務諸表（直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書）

<提出期限> 令和8年3月3日（火）17時00分

<提出方法> 郵送又は持参による

<提出先> ☎060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課精神保健・医療福祉係

(3) 留意事項

ア 企画提案書は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者等で組織する企画競争実施委員会において、評価基準に基づき採点し、委託候補者を選定するための評価対象とする。このため、企画提案内容は具体的に分かりやすく記載すること。

イ 札幌市が提供した資料は、札幌市の了承なく公表、使用することができない。

- ウ 期限を超えての提出のほか、差し替え、変更、再提出は認めない。
- エ 提出書類は返却しない。
- オ 企画競争に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- カ 書類の著作権は提出者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表用に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用することができる。
- キ 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより、公開する場合がある。
- ク 応募者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（委託候補者にあたっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当する場合は、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消す。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - (イ) 企画提案のとおりに業務を実施できないことが明らかになった場合
 - (ウ) 参加者及びその関係者が選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - (エ) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなった場合
 - (オ) その他、札幌市が不適切と判断した場合

7 選定方法

契約候補者の選定は、企画競争実施委員会において、下記に掲げる一次審査及び最終審査を実施し評価した上で行う。

(1) 一次審査

次の参加資格の確認及び書類審査（提出者が5者以上の場合のみ実施）を行い、一次審査の結果を応募者全員に書面により通知する。

(参加資格の確認)

上記「5 参加資格」に基づき参加資格の確認を行う。

(書類審査)

企画提案書の提出者が5名以上の場合、企画提案書の書類審査を「8 評価基準」に基づき評価し上位4位までの企画提案を選定する。なお、5者未満の場合は実施しない場合がある。

(2) 最終審査（企画提案・ヒアリング）

一次審査を通過した応募者を対象に契約候補者の選定を実施するため、提出書類及び次に掲げるヒアリングの内容を「8 評価基準」に基づき評価した上で行う。

なお、評価の結果は、評価終了後、速やかに参加者全員に対して書面により通知する。契約は、総合的に最も優れていると判断される参加者と、随意契約により行うことを原則とする。

ただし、企画提案に当たり、虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合は契約の相手方としない。また、契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。

【ヒアリング審査】

ア 日時・場所

令和8年3月12日（木）

札幌市役所本庁舎での対面による審査を開催を予定。詳細は別途通知する。

イ 実施方法

(ア) 出席者は提案書の作成に関与された方で、事業管理者となる予定の方、ま

- たは、実務に携わる可能性のある方3名以内とする。
- (イ) 持ち時間は20分（説明10分、質疑10分）を想定している。
- (ウ) 事前に提出された企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加提出は認めない

8 評価基準

(1) 下表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、合計点数が同点の場合は、下表に示す評価項目「精神障がい者への相談支援実績」の得点が最も高いものを契約候補者とする。

ただし、上記項目の得点が同点である場合には、企画競争実施委員会で協議の上、選定するものとする。

評価項目	評価の視点	配点 (100点満点)	
事業趣旨の理解	精神障がいに関する知識や精神障がい者が抱える困りごとへの理解がある上、本事業の趣旨を十分に理解しているか。	10点	
精神障がい者への相談支援実績	業務を円滑に実施できると判断できるだけの、精神障がい者に対する相談支援の十分な実績や、精神保健福祉に関する制度や事業を行う他機関との連携を行っている十分な実績があるか。	30点	
業務実績業務に関する事項	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の事務局機能を果たすための十分な人員の配置や具体的な方策、また事業の主業務である訪問支援活動の調整が円滑に行われるための具体的な方策があるか。 ・研修の実施時期や訪問支援活動を実施するにあたっての計画が具体的なものか。 ・訪問調整のタイムラインが迅速かつ現実的か。 	30点
	訪問支援員の確保と研修	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する一定の知識を有するもの等を対象とした支援員を安定的・継続的に確保するための具体的な募集策があるか。 ・国のカリキュラムに沿った養成研修の実施計画や、活動開始後の離職防止・質向上のための具体的なフォローアップ計画があるか。 	20点
	効果測定	業務の効果測定、課題及び改善策の精査（提案）を行っていくための方法が具体的で効果的なものとなっているか。	10点

ア 評価点

評価の視点を参考にしながら、次のとおり5段階評価を行うものとする。なお、項目に記載のないものは0点とする。

- ・ 10点「優れている」
- ・ 8点「やや優れている」
- ・ 6点「普通（標準）」
- ・ 4点「やや劣っている」
- ・ 2点「劣っている」

イ 換算ウエイト（傾斜配分）

評価項目のうち、業務実施にあたり、重要と判断される項目については、評価点に2.0を、特に重要と判断される項目については、評価点に3.0を乗じて配点を決定する。

- (2) 満点の6割を最低基準点と定め、これに満たない場合は契約候補者としない。
- (3) 参加者が1者であった場合は、最低基準点を超えた場合に限り、契約候補者として選定する。

9 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格を満たさない又は満たないこととなった旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

10 評価についての疑義の申立て

応募者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 質疑

本業務に関する質問がある場合は、令和8年2月20日（金）17時00分までに、質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールにて担当課まで送付すること。

なお、回答は質問者に対して個別に行うが、広く公開すべきと判断したものについては、ホームページに掲載する。

【送付先アドレス：seishin-iryo@city.sapporo.jp】

12 その他

本市で行っている「札幌市入院者訪問支援事業」の概略及び過年度の訪問活動実績については別紙参照。

【担当部局】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

電話：011-211-2936／FAX：011-218-5181

メールアドレス：seishin-iryo@city.sapporo.jp